始良市農業委員会総会議事録（令和４年３月）

１．開催日時　令和４年３月３０日（水）　午後１時４５分～午後４時まで
２．開催場所　蒲生総合支所　本館２階　大会議室

農業委員　　出席委員（１８人）

１番	小長野　誠	１１番	堂前　澄男
２番	坂元　廣幸	１２番	西　　泰行
３番	本村　正一	１３番	川島　兼次
４番	福森　徳昭	１４番	内甑　達也
５番	牧野田　隆平	１５番	平　富士夫
６番	杉尾　敏憲	１６番	岩元　律子
７番	市薗 由美子	１７番	松元　信道
８番	白尾　親昭	１８番	夏田　　恒
９番	今村　逸子	１９番	米迫　愼二
１０番	野元　幸雄		

欠席委員　　４番農業委員、

農地利用最適化推進委員　　出席委員（１２人）

１番	内村　幸雄	７番	松永　政文
２番	宇都　和義	８番	松元　健一
３番	扇薗　弘行	９番	池端　隆志
４番	柚木　利雄	１０番	新屋敷　幸一
５番	大重　孝司	１１番	中村　政芳
６番	上福元　克己	１２番	柳迫　勝美

欠席委員

３．議事日程

１．　議事録署名委員の指名
２．　会議書記の指名
３．　議案第　１ 号　農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
４．　議案第　２ 号　農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について
５．　議案第　３ 号　農地転用事業計画変更申請について
６．　議案第　４ 号　農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について
７．　議案第　５ 号　農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について
８．　議案第　６ 号　非農地証明願について
９．　議案第　７ 号　農地あっせん申出（売渡・貸付　希望）について

10. 議案第　８ 号　農地あっせん申出（買受・借受　希望）について
11. 議案第　９ 号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
14. その他

４．農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主査
農地係主事
振興係長
振興係主任主査
農政課課長補佐兼加治木農林水産係長
農政課課長補佐兼姶良農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（令和４年３月）
	（大会議室に農業委員着席）
事務局長	姿勢を正してください。
	一同礼。
	〔１．総会の通告〕
議　長	ただいまから、令和３年度　第１２回　始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は１９名中、１８名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は、４番農業委員が欠席であります。
	―――――― **会務報告** ――――――
議　長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
	―――――― **議事録署名委員の指名** ――――――
議　長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委　員	『異議なし』
議　長	それでは、１５番農業委員、１６番農業委員にお願いいたします。
	―――――― **会議書記の指名** ――――――
議　長	つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の○○振興係長と○○農地係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの

	間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 　なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ―――――　**議案第１号**　―――――
議　長	それでは、日程第３　議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 　１番から１５５番までについて、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、１ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 　公告日は３月３１日、契約の始期は４月１日をそれぞれ予定しております。 　契約年数につきましては、１年間が６件、２年間が９件、３年間が３５件、４年間が１件、５年間が８６件、６年間が１件、９年間が４件、１０年間が２８件、２０年間が１件で、合計１７１件となっております。面積につきましては、合計２９４，１９９．５７㎡となっております。 　農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の３ページから３１ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 　３０番の借人、有限会社〇〇　代表取締役〇〇ですが、姶良市と霧島市に広域の農業経営改善計画の認定申請である認定農業者の申請をされており、現状としては霧島市を主体に１．６ヘクタール、５年後の目標を１２ヘクタールとされております。 　１１５番の借人〇〇さんですが、地権者の〇〇さんが遠距離（神奈川県在住）のため、借人の〇〇さんが管理人となり、利用権を設定しようとするものです。 　なお、総会資料の２９ページの１５６番から１５７番が、１４番農業委員、１５８番から１５９番が、１６番農業委員、１６０番から１６５番が、６番農業委員、１６６番から１６８番が、１８番農業委員、１６９番から１７１番が１９番農業委員の関連する議案となっております。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 　以上、第１号議案の説明を終わります。
議　長	それでは、１番から１５５番までについて、一括して質疑に入りま

	す。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	［質問、意見なし］
議　長	それでは、お諮りいたします。 議案第１号　農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての１番から１５５番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	〔賛成多数〕
議　長	賛成多数により、議案第１号　農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、１番から１５５番までについては、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第１号　１５６番から１７１番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 １５６番から１５７番の関係者、１４番農業委員の退席をお願いします。
委　員	（１４番農業委員退席）
議　長	それでは、１５６番から１５７番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	「質疑・意見なし」
議　長	それでは、お諮りいたします。議案第１号　１５６番から１５７番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	〔賛成多数〕
議　長	賛成多数により、議案第１号　農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、１５６番から１５７番までについては、原案のとおり決定いたしました。 １４番農業委員は着席してください。
委　員	（１４番農業委員着席）

議　長	次に、１５８番から１５９番の関係者、１６番農業委員の退席をお願いします。
委　員	（１６番農業委員退席）
議　長	それでは、１５８番から１５９番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	［質問、意見なし］
議　長	それではお諮りいたします。議案第１号　１５８番から１５９番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	〔賛成多数〕
議　長	賛成多数により、議案第１号　農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、１５８番から１５９番までについては、原案のとおり決定いたしました。 １６番農業委員は着席してください。
委　員	（１６番農業委員着席）
議　長	次に、１６０番から１６５番の関係者、６番農業委員の退席をお願いします。
委　員	（６番農業委員退席）
議　長	それでは、１６０番から１６５番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	［質問、意見なし］
議　長	それではお諮りいたします。議案第１号　１６０番から１６５番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	〔賛成多数〕
議　長	賛成多数により、議案第１号　農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１６０番から１６５番までについては、原案のとおり決定いたしました。

	６番農業委員は着席してください。
委　員	（６番農業委員着席）
議　長	次に、１６６番から１６８番の関係者、１８番農業委員の退席をお願いします。
委　員	（１８番農業委員退席）
議　長	それでは、１６６番から１６８番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	［質問、意見なし］
議　長	それではお諮りいたします。議案第１号　１６６番から１６８番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	〔賛成多数〕
議　長	賛成多数により、議案第１号　農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、１６６番から１６８番までについては、原案のとおり決定いたしました。 １８番農業委員は着席してください。
委　員	（１８番農業委員着席）
議　長	次の１６９番から１７１番までにつきましては、議事参与制限に、私が関係しておりますので、会長職務代理者の１８番農業委員に議長を交代いたします。
委　員	（会長退席）
委　員	（会長職務代理者　議長　席に　着席）
議　長 （会長職務代理者）	それでは、１６９番から１７１番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	［質問、意見なし］
議　長 （会長職務代理者）	それではお諮りいたします。議案第１号　１６９番から１７１番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いしま

	す。
委　員	〔賛成多数〕
議　長 （会長職務代理者）	賛成多数により、議案第１号　農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、１６９番から１７１番までについては、原案のとおり決定いたしました。 このあとは、会長に議長をお返しします。
委　員	（会長職務代理者　議長席から退席）
委　員	（会長　議長　席に　着席）
	――――――　**議案第２号**　――――――
議　長	次に、日程第４　議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 まず、１番についてですが、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 １番の関係者、１６番農業委員の退席をお願いします。
委　員	（１６番農業委員退席）
議　長	それでは、１番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第２号　農地法３条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、３２ページから３３ージでございます。今月の申請件数は、８件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の１ページから８ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、１番についてご説明申し上げます。 譲受人　加治木町小山田在住の〇〇。譲渡人　霧島市溝辺町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字下田〇〇番　田、字下田〇〇番〇　田、２筆の合計面積が１，９０８㎡となります。 以上で、１番の説明を終わります。
議　長	ただいまの説明の１番に関連して、２番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。２番農業委員です。調査報告をいたします。

	令和４年３月２０日、現地で立ち合いをしました。これまで、利用権設定で耕作され、きれいに管理されていました。畑では、カボチャとネギを作付けしています。収穫時期には、５、６人の人をたのんでいるようです。 当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上、１番の報告を終わります。
議　長	これより、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての１番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	［質疑・意見なし］
議　長	それでは、お諮りいたします。 議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての１番については、農地法第３条　第２項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	［賛成多数］
議　長	賛成多数により、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての１番については、原案のとおり決定いたしました。 １６番農業委員は着席してください。
委　員	（１６番農業委員着席）
議　長	次の、２番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、２番につきましてご説明申し上げます。 譲受人　霧島市溝辺町在住の○○他２名。譲渡人　加治木町小山田在住の○○の交換による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字下市来原○○番　畑、１筆の面積が３，２８７㎡となります。こちらは、議案第２号３番と関連があります。 以上で、２番の説明を終わります。
議　長	ただいまの説明の２番に関連して、２番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。２番農業委員です。調査報告をいたします。 令和４年３月１９日、現地で会いました。交換ということです。理由

	としましては、お茶を植えているのですが、近隣に畜産農家が３件ありまして、将来、農薬を撒く時、畜産農家さんに迷惑をかけてしまうといけないので、交換を相談したとの事、○○さんは、法人化してお茶をつくっておられる。製茶工場もあり、機械も揃っている。従業員もいるところです。よって、当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、２番の報告を終わります。
議　長	次の、３番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、３番についてご説明申し上げます。 譲受人　加治木町小山田在住の○○。譲渡人　霧島市溝辺町在住の○○他２名の交換による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字下市来原○○番○　畑、字下市来原○○番　畑、２筆の合計面積が３，９８４㎡となります。こちらは、議案第２号２番と関連があります。 以上で、３番の説明を終わります。
議　長	ただいまの説明の３番に関連して、２番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。２番農業委員です。調査報告をいたします。 令和４年３月１９日、現地で会いました。畜産農家に迷惑をかけるといけないとの事で相談を受けたので、承諾したとの事です。米とネギを栽培し、出荷、生産牛３頭も飼育しています。 当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、３番の報告を終わります。
議　長	次の、４番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、４番についてご説明申し上げます。 譲受人　大山在住の○○。譲渡人　茨城県牛久市在住の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、大山字大牟田○○番○　田、１筆の面積が７０５㎡となります。 以上で、４番の説明を終わります。
議　長	ただいまの説明の４番に関連して、１１番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。１１番農業委員です。調査報告をいたします。 令和４年３月２２日、訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査しまし

	た。譲り渡し人は、県外在住で、隣の方に田んぼを売買したいとの事でした。譲受人は、農業機械の販売や修理もおこなっているとの事でした。　よって、当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、４番の報告を終わります。
議　長	次の、５番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、５番についてご説明申し上げます。 譲受人　西餅田在住の○○。譲渡人　鹿児島市在住の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、三拾町字高井田○○番　田、１筆の面積が９１４㎡となります。 以上で、５番の説明を終わります。
議　長	ただいまの説明の５番に関連して、１５番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。１５番農業委員です。調査報告をいたします。 令和４年３月１８日、買受人を訪問し、申請地を調査いたしました。買受人の労働力については、本人、妻の２人。農作業用の機械ですが、トラクター１台、軽トラック１台、マルチャー１台、ユンボ１台であります。　栽培作物は２０種類ぐらいの野菜を栽培し、９割がＪＡ、１割が一般です。５年後の目標は、現在の 1.4ha から２ha へを目指す　との事でした。 当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、５番の報告を終わります。
議　長	次の、６番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、６番についてご説明申し上げます。 譲受人　蒲生町米丸在住の○○。譲渡人　同じく蒲生町米丸在住の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字庵ケ迫○○番　田、字庵ケ迫○○番　田、２筆の合計面積が２８１㎡となります。 以上で、６番の説明を終わります。
議　長	ただいまの説明の６番に関連して、６番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。６番農業委員です。調査報告をいたします。 令和４年３月１７日、買受人宅を訪問しました。労働力はご夫婦と息

	子さん夫婦、娘さん夫婦であります。 　当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 　以上で、６番の報告を終わります。
議　長	次の、７番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、７番につきましてご説明申し上げます。 　譲受人　西餅田在住の○○。譲渡人　鹿児島市在住の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、西餅田字萩原○○番○　畑、１筆の面積が９１４㎡となります。こちらは、議案第５号の１番と関連があります。 　以上で、７番の説明を終わります。
議　長	ただいまの説明の７番に関連して、１７番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。６番農業委員です。調査報告をいたします。 　令和４年３月１７日、買受人宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。畜産業を営んでおり、今回の申請は、畑地で、現在も耕作しています。市内の実兄の名義で、今回は、畑の所有権移転です。トラクター３台、バインダー等があります。 　よって、当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 　以上で、７番の報告を終わります。
議　長	次の、８番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、８番についてご説明申し上げます。 　譲受人　蒲生町白男在住の○○。譲渡人　蒲生町上久徳在住の○○の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字簡原○○番○　田、１筆の面積が４３５㎡となります。 　以上で、８番の説明を終わります。
議　長	ただいまの説明の８番に関連して、８番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。８番推進委員です。調査報告をいたします。 　令和４年３月１７日、譲渡人宅を訪問し、申請地を調査しました。耕作面積については、稲作が約 10 町３反、野菜が 1.8 反、耕作機械は、トラクター3 台、コンバイン１台、軽トラック３台、普通トラック１台、労働力は本人とご主人、息子さんの３人であります。　当申請は、

	農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、８番の報告を終わります。
議　長	これより、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての、２番から８番までについて一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	［質疑・意見なし］
議　長	それでは、お諮りいたします。 議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての２番から８番までについては、農地法第３条　第２項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	［賛成多数］
議　長	賛成多数により、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての２番から８番までについては、原案のとおり決定いたしました。
	―――――　**議案第３号**　―――――
議　長	次に、日程第５　議案第３号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。 １番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは　議案第３号　農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、３４ページです。今月の件数につきましては、１件です。 それでは１番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前が平松在住の〇〇、変更後が宮島町の〇〇公社　理事長〇〇。土地の所在が、平松字池田古河〇〇番　田、１筆の面積が５０５㎡です。当初の転用目的は、賃貸住宅で、平成２８年５月９日に５条許可がなされています。申請地で、賃貸住宅を建築予定でしたが、譲受人より売買の相談があったため、当初の計画を断念することとなったようです。変更後の目的は事業所・店舗用地造成で、理由としましては、事務所・店舗用地として宅地造成（５区画）するとのことでございます。こちらは、議案第５号の２番と関連があります。 以上で、説明を終わります。

議　長	ただいまの説明の１番に関連して、７番農業委員に、議案第５号、農地法第５条の規定による処分決定についての２番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。７番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、警察学校から、西に約１０ｍの位置です。被害防除現況としまして、東が田と市道、西が宅地、南が田と宅地と市道、北が宅地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
議　長	これより、議案第３号　農地転用事業計画変更申請の１番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	「質疑・意見なし」
議　長	それでは、お諮りいたします。 議案第３号、農地転用事業計画変更申請の１番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	〔賛成多数〕
議　長	賛成多数により、議案第３号　農地転用事業計画変更申請の１番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
	―――――　**議案第４号**　―――――
議　長	次に、日程第６　議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 １番から２番までについて、説明をお願いします。 まずは、１番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第４号　農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は３５ページでございます。今月の申請件数につきましては、２件となっております。 それでは、１番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、住吉在住の○○。土地の所在は、住吉字下佃○○番○　田、１筆の面積が６３７㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行がなく、農地の広がりは１０ha 以上の区域内の農地であり、農地区分

	は第１種農地と判断されます。転用目的は、農機具倉庫で、理由といたしましては、老朽化した農機具置場倉庫を移設したいとのことでございます。資金につきましては、自己資金で、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書と顛末書も添付されております。こちらにつきましては、第１種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、１番の説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、１２番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	１２番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第１種農地であるが、第１種農地の不許可の例外である農業用施設等に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、永瀬公民館から、北西に約２２０ｍの位置にございます。被害防除現況として、東が宅地と水路、西が水路、南も水路、北が農道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議　長	次の、２番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、２番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字篠目原〇〇番〇畑、１筆の面積が５９１㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は、倉庫・物置で、理由といたしましては、許可を受けずに現在にいたっているとのことでございます。資金につきましては、転用済みのため不要で、改良区のほうも、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。こちらは、追認で農地法の許可を得るものであります。 以上で、２番の説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、８番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。８番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、青雲会病院から、東に約３０ｍの位置にございます。被害防除現況として、東が市道、西が宅地、南が転用許可地、北が宅地市道です。申請実

	現の確実性は、既に転用済みのため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議　長	これより、議案第４号　農地法第４条の規定による許可申請の処分決定の１番から２番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	「質疑・意見なし」
議　長	それでは、お諮りいたします。 議案第４号　農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての１番から２番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	［賛成多数］
議　長	賛成多数により、議案第４号　農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての１番から２番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、１番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、意見聴取いたします。 ここで、しばらく休憩いたします。 （休　憩） ―――――　**議案第５号**　――――― 休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 次に、日程第７　議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 １番から１４番までについて説明をお願いします。 まずは、１番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第５号　農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、３６ページから４２ページでございます。今月の申請件数につきましては、１４件となっておりますが、１０番につきましては、相続手続きの書類が揃わず、取り下げとなり、翌月の審議案件といたします。なお、今回は相続関係の書類不備のため、翌月の総会時は、今月の現地調査の結果を報告させていただき

	たいと思います。 それでは、１番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　鹿児島市在住の○○。譲渡人　西餅田在住の○○です。土地の所在が、西餅田字楠元○○番　畑、１筆の面積が３６９㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は、貸倉庫で、理由につきましては、土地を交換して貸倉庫として利用したいとのことでございます。資金については、現状使用のため不要で、改良区のほうも、区域外のため不要となっております。こちらは、議案第２号の７番と関連があります。 以上で、１番の説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、１２番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。１２番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、楠元公民館から、北に約１４０ｍの位置です。被害防除現況としまして、東が里道、西が宅地、南も宅地、北が転用許可地です。申請実現の確実性といたしましては、既に倉庫として使用しているため、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります
議　長	次の、２番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、２番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　宮島町の○○公社　理事長○○。譲渡人　平松在住の○○他２２名です。土地の所在が、平松字池田古河○○番　田、他２３筆の合計面積が１１，０７２㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は、事業所・店舗用地造成で、理由としましては、事務所・店舗用地として宅地造成（５区画）するとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。こちらは、議案第３号の１番と関連があります。なお、こちらは、面積３０ａ超えのため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。
議　長	本案件につきましては、議案第３号の１番で、７番農業委員にから報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。

	次の、３番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、３番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　加治木町木田在住の○○。譲渡人　鍋倉在住の○○です。土地の所在が、鍋倉字不動前○○番　田、１筆の面積が１，２１１㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは１０ｈａ未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、事業所及び既存の資材置場に隣接しており、管理がしやすいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、１０番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。１０番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第２種農地でありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、宇都公民館から、北東に約３００ｍの位置です。被害防除の現況は、東が山林、西が宅地、南が山林、北も山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、排水路を確保とのことです。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議　長	次の、４番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、４番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　宮島町の○○株式会社　代表取締役○○。譲渡人　福岡県糟屋郡志免町在住の○○です。土地の所在が、平松字狩川○○番○　畑、１筆の面積が５２６㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成（１区画）に適していると判断したとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地○○番○（宅地）１５３．９９㎡と一体利用で、全事業面積が６７９．９９㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、７番農業委員に調査の結果並びに補足説

	明をお願いします。
委　員	はい。７番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、県防災センターから、南西に約２５０ｍの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が一体利用地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議　長	次の、５番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、５番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　鹿児島市在住の○○。譲渡人　福岡県春日市在住の○○です。土地の所在は、東餅田字塩入○○番○　田、１筆の面積が２２９㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は一般住宅　１棟　１０８．４８㎡で、理由としましては、現在借家住まいで手狭なため、一般住宅を建築したいということでございます。資金については、融資で対応し、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。 以上で、説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、１２番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。１２番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、塩入団地から、西に約１３０ｍの位置にございます。被害防除ですが、東が私道、西も私道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議　長	次の、６番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、６番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　蒲生町上久徳在住の○○。譲渡人　増田在住の○○です。土地の所在が、増田字園田○○番　畑、字園田○○番○　田、字園田○○番○　畑、３筆の合計面積が３８８㎡です。申請地につきましては、

	土地改良事業の施行がなく、農地の広がりは１０ha 以上の区域内の農地であり、農地区分は第１種農地と判断されます。転用目的は住宅兼店舗１棟　１３１．２５㎡で、理由としましては、妻の経営している美容室と自己住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書が添付されております。こちらは、第１種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（山林）１９８㎡と一体利用で、全事業面積が５８６㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、９番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。９番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第１種農地であるが、第１種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、三船団地から、南に約１１０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が県道、西が畑と一体利用地、南が宅地、北が県道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議　長	次の、７番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、７番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　鹿児島市の株式会社〇〇　代表取締役〇〇。譲渡人　垂水市在住の〇〇です。土地の所在が、三拾町字四反田〇〇番　田、１筆の面積が９６０㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは１０ｈａ未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は月極駐車場で、理由としましては、月極駐車場として利用したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、９番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。９番農業委員です。調査報告いたします。

	農地区分は、第２種農地でありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、森林組合から、北東に約１５０ｍの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が田、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議　長	次の、８番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、８番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　蒲生町米丸在住の○○。譲渡人　同じく蒲生町米丸在住の○○です。土地の所在が、蒲生町米丸字庵ケ迫○○番○　田、字庵ケ迫○○番　田、２筆の合計面積が９６５㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは１０ｈａ未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は倉庫・通路・苗置場で、理由としましては、機械や苗の置場がないためということでございます。資金につきましては、自己資金で、改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書と始末書の添付がされております。こちらは、追認で許可を受けるものです。 以上で、説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、６番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。６番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第２種農地でありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、米丸地区いきいき交流センターから、北に約６５０ｍの位置です。被害防除現況といたしまして、東が畑、西が市道、南が水路と３条申請地、北が里道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議　長	次の、９番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、９番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　鹿児島市の株式会社○○　代表取締役○○。譲渡人　兵庫県尼崎市在住の○○です。土地の所在が、西餅田字篠目原○○番　畑、１筆

	の面積が７１０㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由のほうにつきましては、当地を宅地造成（１区画）の計画に至ったとのことでございます。資金につきましては、自己資金で対応して、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、８番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。８番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、青雲会病院から、東に約３０ｍの位置です。被害防除現況ですが、東が市道、西が宅地、南も宅地、北が４条申請地です。申請実現の確実性は、自己資金証明があり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議　長	１０番については、取り下げとなりましたので、次の、１１番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１１番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　鹿児島市の株式会社〇〇　代表取締役〇〇。譲受人　蒲生町上久徳在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町上久徳字扇子畑〇〇番畑、１筆の面積が８７３㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは１０ｈａ未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は建売住宅　３棟２４７．１８㎡で、理由としましては、一般住宅の需要が見込まれることから、建売住宅（３棟）を建築したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、６番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。６番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第２種農地でありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、県森林技術総合センターから、西に

	約５０ｍの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が里道、南が雑種地、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議　長	次の、１２番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１２番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　宮島町在住の○○他１名。譲渡人　蒲生町上久徳在住の○○です。土地の所在が、蒲生町下久徳字長迫○○番○　田、１筆の面積が３４５㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは１０ｈａ未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は一般住宅　１棟　１０１．８５㎡で、理由としましては、借家住まいで手狭なため、一般住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、６番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。６番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第２種農地でありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、下久徳いきいき交流センターから、南に約１８０ｍの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が里道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議　長	次の、１３番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１３番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　蒲生町北在住の○○。譲渡人　東京都文京区在住の○○です。土地の所在は、蒲生町西浦字上宮田○○番○　畑、１筆の面積が５４６㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは１０ｈａ未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は貸資材置場で、理由としましては、自己の経営する駐車場と資材置場が手狭なため、貸資材置場として利用したいと

	いうことでございます。資金については、自己資金で対応して、改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。こちらにつきましては、隣接地○○番○（宅地）６２７．３９㎡と一体利用で、全事業面積が１，１７３．３９㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、３番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。３番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第２種農地でありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、西浦下公民館から、北西に約１５０ｍの位置にございます。被害防除ですが、東が里道、西が山林、南も山林、北が一体利用地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議　長	次の、１４番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１４番につきまして、ご説明いたします。 譲受人　東餅田在住の○○。譲渡人　蒲生町上久徳在住の○○です。土地の所在が、蒲生町上久徳字鶴田○○番　田、１筆の面積が３６６㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは１０ｈａ未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由としましては、クヌギ（約８０本）を植林したいということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、１０番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委　員	はい。１０番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第２種農地でありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、川東中公民館から、南に約１２０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が山林、西が河川、南が山林、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見

	として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議　長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第５号　農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について、１番から９番までと、１１番から１４番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	［質疑・意見なし］
議　長	それでは、お諮りいたします。 議案第５号　農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から９番までと、１１番から１４番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	［賛成多数］
議　長	賛成多数により、議案第５号　農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての１番から９番までと、１１番から１４番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、２番と６番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、意見聴取いたします。
	――――――　**議案第６号**　――――――
議　長	次に、日程第８　議案第６号、非農地証明願についてを議題に供します。 １番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第６号　非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は、４３ページです。今月の申請につきましては、１件となっております。 それでは、１番を説明いたします。申請人は、加治木町小山田在住の○○、所有者も同一でございます。土地の所在は、加治木町小山田字毛上○○番○　田、１筆の面積が４７３㎡です。申請地につきましては、第２種農地です。現況は宅地で、平成３年に居宅を建築したため、非農地となったものであります。 以上で、説明を終わります。
議　長	ただいまの説明に関連して、２番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委　員	はい。２番農業委員です。報告いたします。 農地区分は、第２種農地です。申請地の位置ですが、陶夢ランドから、南に約２００ｍの位置です。現況といたしまして、申請のとおり建物が建っており、３０年程度経っております。周囲の現況が、東が里道、西が畑と原野、南が山林、北が宅地ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となって、すでに２０年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議　長	それでは、議案第６号　非農地証明願についての１番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	［質疑・意見なし］
議　長	それでは、お諮りいたします。 議案第６号　非農地証明願についての１番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	［賛成多数］
議　長	賛成多数により、議案第６号　非農地証明願についての１番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	―――――　**議案第７号**　―――――
議　長	次に、日程第９　議案第７号、農地あっせん申出(売渡・貸付　希望)について議題に供します。 １番から３番までについて、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第７号　農地あっせん申出(売渡・貸付　希望)について、ご説明いたします。総会資料は、４４ページです。今月の申請につきましては、売渡２件、貸付１件となっております。参考資料につきましては、６８ページから７０ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、１番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は永瀬在住の○○、土地の所在が、永瀬字早田尻○○番　田、１筆の面積が６０２㎡です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任とのことです。目安としましては、１０ａ当り５０万円から６０万円です。

	以上で、１番の説明を終わります。 それでは、２番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は西餅田在住の○○、土地の所在が、永瀬字早田尻尻○○番　田、１筆の面積が８３２㎡です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任とのことです。目安としましては、１０a当り５０万円から６０万円です。１番と２番とも議案第１号の５９番・６０番で１年間の利用権が設定されましたが、借人の○○さんが買いたいという希望があり、申請となっております。 以上で、２番の説明を終わります。 それでは、３番を説明いたします。 内容につきましては、貸付です。申請者は、兵庫県宝塚市在住の○○、土地の所在が、加治木町日木山字楠原○○番　畑、１筆の面積が２，９２７㎡です。希望貸付期間は、５年から１０年で、希望小作料は農業委員会に一任とのことです。 以上で、３番の説明を終わります。
議　長	事務局の説明が終わりました。議案第７号　農地あっせん申出（売渡・貸付　希望）の１番から３番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	はい。１０番推進委員です。１番と２番につきましては、後任者が決まっておりますので、斡旋の議題にあげて、それからということにいたします。
議　長	それでは、お諮りいたします。 議案第７号　農地あっせん申出(売渡・貸付　希望)の１番から３番までについて、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	［賛成多数］
議　長	賛成多数により、議案第７号　農地あっせん申出(売渡・貸付　希望)の１番から３番までについては、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案７号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委　員	はい。１２番農業委員です。３番の件以前にも伺いましたが、お茶を植えてもいいとの許可はいただいていないですよね。

事務局	特にこだわらないとのことでした。
委　員	ネギ農家さんに紹介していますが、しないときは、お茶農家さんにもと思っております。
議　長	議案第７号　農地あっせん申出(売渡・貸付　希望)についての、１番と２番については、９番〇〇委員、推進委員１０番委員、推進委員１２番委員に、３番については、２番委員、１２番委員、推進委員２番委員に、それぞれ、お願いしたいと思います。
委　員	「はい」
議　長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
	――― **議案第８号** ―――
議　長	次に、日程第１０　議案第８号、農地あっせん申出（買受・借受　希望）についてを議題に供します。 １番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第８号　農地あっせん申出(買受・借受　希望)について、ご説明いたします。総会資料は、４５ページです。今月の申請につきましては、買受・借受１件となっております。参考資料につきましては、７１ページから７２ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、１番を説明いたします。 内容につきましては、買受と借受です。申請者は、霧島市溝辺町の株式会社〇〇　代表取締役〇〇、希望地目が畑で、希望面積は、買受・借受どちらも２，０００㎡です。希望譲受地区は、加治木町の楠原地区・小山田地区中野地区周辺です。買受の条件としましては、楠原地区１０ａ当り５０万円から８０万円、小山田地区１０ａ当り３０万円から６０万円です。借受の条件としましては、希望小作料は１０ａ当り７，０００円から１０，０００円で、希望借受期間は１０年から１５年ということです。 以上で、１番の説明を終わります。
議　長	事務局の説明が終わりました。議案第８号　農地あっせん申出（買受・借受　希望）の１番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	「質疑・意見なし」

議　長	それでは、お諮りいたします。 議案第８号、農地あっせん申出（買受・借受　希望）の１番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	［賛成多数］
議　長	賛成多数により、議案第８号、農地あっせん申出（買受・借受　希望）の１番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案８号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委　員	「意見なし」
議　長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第８号　農地あっせん申出(買受・借受　希望)についての、１番については、２番農業委員、１２番農業委員、４番推進委員に、お願いしたいと思います。
委　員	「はい」
議　長	それでは、担当になられた委員の方は、よろしくお願いいたします。
	―――――　**議案第９号**　―――――
議　長	次に、日程第１１　議案第９号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	はい。それでは、議案第９号　農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 本案件につきましては、議案第１号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。 なお、資料４８ページの各筆明細１４番から１６番が、６番農業委員、１７番から１９番が１９番農業委員に係る案件となっており、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際はご退席願います。 それでは、総会資料の４６ページを、お開きください。まず、今回の

	始期を令和４年３月３１日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、４８ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長　満薗　秀彦　です。本案件は、利用権設定開始日　令和４年３月３１日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の４７ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、新規で１０件、載せ替えで４件、更新で５件の、申請面積は２５，６３０㎡です。設定する権利別は、賃貸借が１７件、使用貸借が２件、期間別は、５年が３件、１０年が１６件となっております。 　今回の設定地域は、大字別で、大山地区、下名地区、住吉地区、蒲生町西浦地区、蒲生町漆地区、蒲生町米丸地区、蒲生町北地区、蒲生町白男地区、加治木町日木山地区の９地区となっております。 　以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いします。
議　長	それでは、利用権設定開始日　令和４年３月３１日　各筆１番から１３番までについて、一括して質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委　員	「質疑・意見なし」
議　長	それでは、お諮りいたします。議案第９号　農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日　令和４年３月３１日　各筆１番から１３番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	［賛成多数］
議　長	賛成多数により、議案第９号　農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日　令和４年３月３１日　各筆１番から１３番までについて、原案のとおり決定いたしました。 　なお、議案第９号　農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日　令和４年３月３１日 １４番から１９番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件として質疑し、採決いたします。 　１４番から１６番の関係者、６番農業委員の退席をお願いします。

委　員	（６番農業委員退席）
議　長	それでは、１４番から１６番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	「質疑・意見なし」
議　長	それでは、お諮りいたします。議案第９号　農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日　令和４年３月３１日　１４番から１６番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委　員	［賛成多数］
議　長	賛成多数により、議案第９号　農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日　令和４年３月３１日　１４番から１６番までについては、原案のとおり決定いたしました。 ６番農業委員は、着席してください。
委　員	（６番農業委員着席）
議　長	次の、１７番から１９番までにつきましては、議事参与制限に、私が関係しておりますので、会長職務代理者の１８番農業委員に議長を交代します。
委　員	（会長退席）
委　員	（会長職務代理者　議長席に着席）
議　長 （会長職務代理者）	次の、１７番から１９番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委　員	「質疑・意見なし」
議　長 （会長職務代理者）	それでは、お諮りいたします。議案第９号　農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日　令和４年３月３１日　１７番から１９番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委　員	［賛成多数］
議　長 （会長職務代理者）	賛成多数により、議案第９号　農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日　令和４年３月３１日　１７番から１９番までについては、原案のとおり決定いたしました。 このあとは、会長に議長をお返しします。
委　員	（会長職務代理者　議長席から退席）
委　員	（会長　議長席に着席）
	―――――　**農地あっせんの経過報告**　―――――
議　長	次に日程第１２、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 １ページの６番〇〇さんの売渡希望と９番〇〇さんの売渡希望については、今月あっせんを行う予定でしたが、申出人の都合により、来月あっせん予定であります。 ６ページの５９番〇〇さんの借受希望ですが、今月の総会の議案第１号の９９番で、小山田地区に利用権が設定されました。今後は、希望地区を小山田に変更しまして、あっせん委員を４番推進委員に変更いたします。 以上で報告を終わります。
議　長	委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
委　員	［質問・意見なし］
議　長	ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
	―――――　**農用地利用集積計画（貸借）合意解約**　―――――
議　長	次に日程第１３、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。３月は２７件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約３月分を、後ほどご確認ください。

	以上で、報告を終わります。
議　長	ただいまの事務局説明について、発言のある方はございませんか。
委　員	［質問・意見なし］ ないようですので、それでは、こ　これで終わります。
	―――――　**その他**　―――――
	それでは日程第１４、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
委　員	［挙　手］
委　員	家を建てて２０年との事でしたけど、建築確認申請で、田んぼに家を建てる許可がおりるものでしょうか。
事務局	現在は、建築確認申請の係より農業委員会に連絡が入るようになっておりますが、過去には、現金での建築や、許可を取ったが、その後、登記の地目変更せずにのケースなど考えられます。
委　員	○○さんは、家を建てた時に頼み、済んでいたものと思っていた。とのことでした
委　員	［挙　手］
委　員	コロナ対策で、推進委員の総会の出席については、発表者のみの出席が続くだろうと考えられます。総会の可決、否決は、ここに出て来ていないときは、ほとんどわからない。インターネットで議事録は公開されているようですけど、総会の日から半年ぐらいずれての公開ですから、もっとはやく、どうなっているだろうか、みなさんも知りたい。　結果を簡単にお知らせ願いたい。例えば、５条申請のナンバーの可決、否決だけでも。簡単でいいので。
事務局	経過報告一覧などの作成でしょうが、基本的にはほぼ許可、たまに非許可の案件があります。紙でお知らせの手段もありますが、よろしければメールアドレス等の登録で、一斉送信をさせていただけたら、はやく、確実に届くかと思います。始良地区では、ラインを登録を一部実験的にさせていただき、スマホを使い現地写真のやりとりをさせていただいております。　メール、ライン登録させていただけたら、みなさまに情報が一斉にいきわたると考えておりますので、ご協力をお願いしま

	す。
事務局	議事録につきましては、総会後、確認をしていただき、総会の１ヶ月半後を目安に、ホームページに掲載させていただいております。
委　員	１０番です。農業者年金・農業新聞購読加入推進グループからの報告であります。今年度、農業者年金の目標は２名で、加入は２名、１００パーセント達成であります。みなさんの資料配布、声掛けありがとうございました。農業者年金は積み立て方式でありますので、途中でやめても、掛け捨てにはなりません。　だいたい３パーセント以上の率がありますので、貯金があれば、農業者年金に入れて率を、そのあたりを話していただければいいかと思います。　よろしくお願いします。
委　員	はい。現地調査の申請地の位置で、〇〇公民館とか言われるが、わからないことが多い。商店名とか大きな名称とかにしてもらえたら、わかりやすい。
事務局	来月からは、大きなお店とかあれば、そちらのほうで、と思っております。あまりにも大きい施設が遠いと、イオンから１キロとか、２キロとか、距離の感覚がつかめないので、そういう時は、公民館等になるかもしれませんが、できるだけ、みなさんがわかるような施設で、対応させていただきたいと思います。
議　長	ほかに、委員の方から何かございませんか。 ［発言なし］
議　長	ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。
事務局	○　研修積立について。 ○　互助会会計監査について。 ○　作業グループ実績報告について ○　合同研修会について ○　アンケート回答の協力について
議　長	ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和３年度　第１２回　姶良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕

事務局	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿